

建設事業の評価について
(意見具申)

平成19年12月28日

大阪府建設事業評価委員会

1 はじめに

今回、今年度の下期の案件のうち、既に意見具申を行った案件を除く、事前評価案件 2 件、再評価案件 7 件及び事後評価案件 1 件の計 10 件についての意見具申を行うものである。

なお、審議にあたっては、委員会審議を全て公開するとともに、府民意見や意見陳述の公募を行うなど、透明性の高い委員会運営に努めた。

2 審議対象の基準

審議対象の基準は、別紙[P6]のとおりである。

3 審議結果

審議対象事業（別表参照[P7]）の審議結果は以下のとおりである。

(1) 事前評価対象事業（別表参照[P8-9]）

街路事業の【茨木箕面丘陵線外1線(清水高架橋)】については、「事業実施は妥当」と判断する。

- ・ 本事業は、国際文化公園都市（彩都）への重要なアクセス道路である都市計画道路茨木箕面丘陵線において、当該路線と一般国道171号が交差する清水交差点の立体交差化（清水高架橋の整備）を行うものである。
- ・ 本事業は彩都への交通アクセスの利便性の向上を図るものであり、特に彩都への企業誘致促進のためにはインフラの早期整備が必要であることから実施するものであることを確認した。
- ・ 本事業は、彩都の基盤整備の早期実施という位置付けのもと、大阪府も参画する彩都ライフサイエンス懇談会が策定した彩都バイオグランドデザイン(H19.3)において、彩都バイオクラスター形成関連として事業進捗を図るべきものと位置付けられていることを確認した。
- ・ 本事業地は、現状でも平日の朝のラッシュ時(7時から9時)に慢性的に渋滞が発生している。今後は彩都の開発に伴う交通量の増加が見込まれ、平成24年度の彩都西部地区完成時においては、本事業地の交差点飽和度について、交通量が平均的である時間帯(14時から15時)であっても1.0を超え、飽和状態になると予測されることから、本事業により、交差点の渋滞解消が図られるものであることを確認した。

- ・ また、平成42年の将来道路網が整備された時点として推計した交通量をもとに、平成23年度の高架橋供用時における交通量を予測した場合の費用便益比（B / C）が34.8であることや、他事業で整備済みである下部工等の費用を含めた場合でもB / Cは16.2となることを確認した。

なお、本事業は、彩都へのアクセス性の向上により、企業誘致促進にも寄与するものであることから、早期の事業完成に努められたいとの意見があったことを付記しておく。

府営住宅建替事業の【泉佐野東羽倉崎住宅(中層耐火地区)】については、「事業実施は妥当」と判断する。

- ・ 本事業は老朽化の著しい中層耐火住宅として、大阪府営住宅ストック総合活用計画における優先順位が高いことを確認した。
- ・ 本事業を実施するにあたり、東羽倉崎住宅全体の事業期間の短縮や事業費の削減を図るため、現戸数540戸のうち、470戸を現区域において建て替え、残りの70戸については、今回、再評価対象事業となっている同住宅（簡易耐火地区）へ移転して建て替えることを計画していることを確認した。
- ・ 建替えにより活用用地を生み出すことから、敷地面積は減少するが、基準に対して十分な緑地やオープンスペースを配置するなど良好な住環境を確保した計画としていることを確認した。
- ・ 周辺環境に配慮するため、活用用地との境界から約10mセットバックして住棟を配置するとともに、緑地緩衝帯の設置などの方策を検討することとしていることを確認した。

(2) 再評価対象事業（別表参照[P10-14]）

港湾事業の【阪南港阪南2区(特別会計)】については、「事業継続は妥当」と判断する。

- ・ 本事業は、岸和田市の沖合いにおいて計画されている埋立事業である「阪南2区整備事業」の全体計画（面積141.7ha）のうち、優先的に整備を行う区域（面積77.7ha）において、港湾物流機能の強化・拡充、清掃工場移転用地の確保、背後市街地の環境改善、建設残土等のリサイクル促進を目的として実施しているものであり、整備にあたっては埋立地の分譲や賃貸からの収入で事業費を回収する特別会計（起債）事業で行っているものである。

- ・ 事業着手以降、長引く不況による市内進出意向企業の減少、雇用情勢の悪化、企業ニーズの変化に対応するとともに、企業誘致の促進のため、下記のとおりの効果的対応が既に行われていることを確認した。
 - ・ 企業から要望の多い賃貸方式の導入
 - ・ 誘致対象企業の岸和田市域外への拡大
- ・ この結果、第1期製造業用地15区画について、募集開始(H18.8)後、約1年で14区画が申込済みとなっている。今後も、公害問題への対応や工場の移転集約等により新たな用地を必要とする企業からの引き合いも多いことから、本事業地に対する企業ニーズは高いと考えられることを確認した。
- ・ 本事業は、特別会計(起債)事業として、採算性を随時確認しており、今後、面積比で賃貸が大部分を占めた場合でも、将来的には収支の均衡が図られる見込みであることを確認した。
- ・ 今後も土地需要の動向を的確に把握し、企業ニーズを踏まえた用地の埋立・造成着手時期の見極めや道路等必要なインフラの整備内容の見直し等を適宜行うなど、事業の採算性を随時確認しながら引き続き段階的に整備を進めるとともに、上記のような効果的な企業誘致に努めることにより事業目的の達成と投資済費用の回収に努めることとしていることを確認した。

道路事業の【豊能池田線(止々呂美吉川線)】及び【国道170号(西石切立体交差)】、砂防事業の【川合裏川】、府営住宅建替事業の【泉佐野東羽倉崎住宅(簡易耐火地区)】については、審議の結果、いずれの事業についても必要性が認められ、かつ、事業進捗上も特段の支障がないと考えられるため、「事業継続は妥当」と判断する。

このうち、府営住宅建替事業の【泉佐野東羽倉崎住宅(簡易耐火地区)】について、以下のことを確認した。

- ・ 今回、事前評価対象事業となっている同住宅の中層耐火地区からの70戸分の移転に伴う計画の見直しにより、中層耐火地区及び簡易耐火地区を別々に建て替えた場合より、約1.4億円の建設コストが削減されるとともに、事業期間が約半年短縮されること。
- ・ 当初計画より住棟を1棟追加するが、緑被率は当初の約33%から約30%への変更にとどめ、府の基準を確保するとともに、駐車場整備率は、当初のまま6割を維持し、大幅な変更がないことや、計画の変更について、地元自治会に説明し、住民同意を得ていること。

(3) 再々評価対象事業（別表参照[P15～16]）

連続立体交差事業の【大阪外環状線(東大阪市)】及び公園事業の【石川河川公園】については、審議の結果、再評価時と同様、事業の必要性が認められ、かつ、事業進捗も概ね計画どおり推移していることから、「事業継続は妥当」と判断する。

(4) 事後評価対象事業（別表参照[P17]）

事後評価は当該事業の効果やコストなどを事後的に点検し、当初計画と比較・分析した結果を同種の新規事業の計画策定・事業の効率化等に活かしていくことを主な目的としており、このような観点から治山事業の【大阪岩井谷地区】について審議を行った。

- ・ 本事業により、荒廃地、荒廃移行地等の復旧整備及び荒廃森林の整備が行われ、森林の持つ水源かん養機能等の向上、地域住民の水道水源の確保、土砂災害の防止、生物の多様性や良好な景観の回復が図られたことを確認した。

今後の同種事業への取組みとして以下のことを確認した。

- ・ 今後も手入れの遅れた森林について、積極的に間伐等の森林整備を進めるとともに、間伐等を促進するため、府内産間伐材等の利用促進を図ること。
- ・ ホームページ等を通じて、森林の有する水源かん養機能等の重要性を府民に周知、啓発するとともに、府民の生命、財産を守る治山事業について、PRを進めていくこと。
- ・ 山地災害から府民の生命、財産を守るため、市街地に隣接した山地を持つ大阪府の特性を考慮し、危険箇所については、平成19年度に位置図を作成し、今後、府内の自治会単位に配布する予定であることや、効率的、効果的に予防治山事業の導入を図るとともに、土石流等の山地災害の対応策を検討し、より一層府民への周知啓発を図っていくこと。

4 報告案件（資料1及び資料2参照[P18～20]）

公園事業の【泉佐野丘陵部整備事業】については、昨年度の審議（事前評価）において、基本計画が策定中であったことから、同計画策定後に、本委員会に報告することを「事業実施」の条件としていたものである。

今回、同計画について報告を受けたところ、昨年度、審議した本事業の趣旨や基本的な方向性が、適切に反映されていることを確認した。

なお、従来の公園づくりと異なる整備手法である「シナリオ型の公園づくり」においては、運営会議によるパーククラブの育成及び自立支援が重要な要素であることから、それらの活動支援をより効果的に進められたいとの意見があったことを付記しておく。

ダム事業の【**檜尾川ダム建設事業**】については、平成16度の審議（再々評価）において、条件を付したうえで「事業継続は妥当」としていたものである。

今年度、上期において、「自然環境への影響に対する具体的な対策をとりまとめること」とした条件に対して、自然環境保全計画についての報告を受けたところである。

さらに今回、「可能な限りコスト縮減にも努めること」とした条件に対して、ダム本体の詳細設計に基づき、本体工事に関するコスト縮減内容が明らかになったことから、同内容について、報告を受けるとともに、今後、本体工事発注に向け必要な手続きを進めていくことを確認した。

5 結び

本委員会は、平成10年度に建設事業再評価委員会として発足して以来、今年度でちょうど10年目を迎えたこととなる。この間、事前・事後評価もあわせた総合的な評価サイクルの確立など、建設事業評価システムの定着・充実に努めるとともに、個別事業の審議を通じ、事業の改善、事業の進め方に関する提言を行ってきたものである。

近年においては、過去の審議の蓄積を活用することなどにより、重点的に審議する案件の絞込みを行ってきたところであるが、今後もさらなる審議案件の絞込みを行い、より効率的、効果的な審議に努めてまいりたい。

なお、建設事業の実施過程における透明性の一層の向上を図るためには、行政が説明責任を十分に果たすことが必要不可欠である。にもかかわらず、今年度の委員会における資料、説明及び質疑応答において、具体的な数値等を用いた定量的な分析が不十分であったことなどから、資料や説明の追加が必要となり、審議を長引かせてしまったケースがいくつか見受けられた。このことは、効率的、効果的な審議のため、資料の簡潔さに重点を置きすぎたことなど、様々な原因が考えられるが、府においては、11年目を迎えるにあたり、改めて建設事業評価本来の趣旨・目的を確認するとともに、今後、より一層わかりやすい資料の提示や説明に努めることが重要と考える。

以上の指摘が今後の委員会運営に活かされることを期待して今回の意見具申の結びにかえる。

建設事業評価委員会の審議対象基準

| | | 対象基準 | 評価の視点 |
|----------|--------|---|---|
| 建設事業 | 事前評価 | 府が新たに実施予定の建設事業のうち総事業費が10億円以上と見込まれるもの | <ul style="list-style-type: none"> ・上位計画等の位置付け ・優先度 ・事業を巡る社会経済情勢 ・事業効果の定量的分析（費用便益分析等） ・事業効果の定性的分析 ・自然環境等への影響と対策 ・代替案との比較検討 など |
| | 再評価 | 府が実施する建設事業のうち次のいずれかに該当する事業 <ul style="list-style-type: none"> ・事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業 ・事業採択後10年間（但し、標準工期が5年未満の事業については5年間）を経過した時点で継続中の事業 ・事業の進捗状況や社会経済情勢の急激な変化等により評価の必要が生じた事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業の進捗状況 ・事業を巡る社会経済情勢の変化 ・事業効果の定量的分析（費用便益分析等） ・事業効果の定性的分析 ・自然環境等への影響と対策 など |
| | (再々評価) | 府が実施する事業のうち再評価実施後、一定期間（5年）が経過している事業 | |
| | 事後評価 | 府が実施した建設事業のうち完了後概ね5年程度経過した事業のうち代表的事例 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業効果やコスト等について計画時の想定と実績を比較し分析など |
| 主要プロジェクト | 事前評価 | 府が実施又は関与する主要な面的開発事業及び鉄軌道整備事業のうち、事業着手前の事業計画策定段階のもの | <ul style="list-style-type: none"> ・府が関与する理由 ・事業を巡る社会経済情勢 ・事業効果の定量的分析（費用便益分析等） ・事業効果の定性的分析 ・採算性 ・自然環境等への影響と対策 ・代替案との比較検討 など |
| | 事中評価 | 府が実施又は関与する主要な面的開発事業及び鉄軌道整備事業のうち、現に実施中の事業で、府において見直し案を策定したもの | <ul style="list-style-type: none"> ・府が関与する理由 ・事業を巡る社会経済情勢の変化 ・事業効果の定量的分析（費用便益分析等） ・事業効果の定性的分析 ・採算性 ・自然環境等への影響と対策 ・代替案との比較検討 など |

府又は府が設立する地方独立行政法人が実施する建設事業を対象。

審議対象事業一覧表(10件)

【事前評価】

| 事業名 | 所在地 | 事業概要 | 事業費 (億円) | 審議結果 |
|-------------------|------|----------------------------|-------------|------|
| 街路事業 | | | | |
| 茨木箕面丘陵線外1線(清水高架橋) | 茨木市 | 延長 0.4km 橋梁上部工 延長 0.3km | 16.0 | 事業実施 |
| 府営住宅建替事業 | | | | |
| 泉佐野東羽倉崎住宅(中層耐火地区) | 泉佐野市 | 戸数 470戸 | 78.8 | 事業実施 |

【再評価】

| 事業名 | 所在地 | 事業概要 | 採択 年度 | 進捗率 H19.3 用地・工事 | 事業費 (億円) | 審議結果 |
|-------------------|------|--|----------|--------------------|-------------|------|
| 道路事業 | | | | | | |
| 豊能池田線(止々呂美吉川線) | 箕面市 | 延長 1.3km | H10 | 44%・0% | 104.0 | 事業継続 |
| 国道170号(西石切立体交差) | 東大阪市 | 延長 0.8km | H10 | 89%・10% | 160.0 | 事業継続 |
| 砂防事業 | | | | | | |
| 川合裏川 | 茨木市 | 溪流保全工 延長 3.7km | H10 | 100%・57% | 24.6 | 事業継続 |
| 港湾事業 | | | | | | |
| 阪南港阪南2区(特別会計) | 岸和田市 | 用地造成 面積 77.7ha 道路 延長 5.3km 護岸 延長 6.5km 防波堤 延長 0.9km インフラ整備 (上下水道他) 一式 | H10 | -・71% | 530.0 | 事業継続 |
| 府営住宅建替事業 | | | | | | |
| 泉佐野東羽倉崎住宅(簡易耐火地区) | 泉佐野市 | 戸数 298戸 | H14 | -・39% | 43.9 | 事業継続 |

【再々評価】

| 事業名 | 所在地 | 事業概要 | 採択 年度 | 進捗率 H19.3 用地・工事 | 事業費 (億円) | 審議結果 |
|--------------|-----------|---------------------------------------|----------|-----------------------|------------------|------|
| 連続立体交差事業 | | | | | | |
| 大阪外環状線(東大阪市) | 東大阪市 | 延長 2.2km 高架化駅(仮称)柏田駅 踏切除却数 11箇所 | S58 | 68%・76% | 164.0 | 事業継続 |
| 公園事業 | | | | | | |
| 石川河川公園 | 富田林市 他 | 事業認可面積 86.7ha (都市計画面積 172.6ha) | H4 | 100%・42% (99%・23%) | 153.1 (259.0) | 事業継続 |

【事後評価】

| 事業名 | 所在地 | 事業概要 | 採択 年度 | 事業費 (億円) |
|---------|-------|--------------------------|----------|-------------|
| 治山事業 | | | | |
| 東阪岩井谷地区 | 千早赤阪村 | 森林整備 39.3ha 治山えん堤工 7基 | H15 | 1.1 |

事業費は現時点での予定(事後評価を除く)

進捗率は「用地」は面積ベース、「工事」は事業費ベースによる。

委員会における主な審議内容(事前評価 1/2)

| | |
|---|-------------------------------------|
| 事業名(所在地) | (街路)都市計画道路茨木箕面丘陵線外1線 清水高架橋整備事業(茨木市) |
| 評価結果 | 事業実施 |
| <p>(事業の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本事業は、国際文化公園都市(彩都)への重要なアクセス道路である(都)茨木箕面丘陵線において、当該路線と一般国道171号が交差する清水交差点の立体交差化(清水高架橋の整備)を行うものである。 <p>(事業の目的)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本事業は彩都への交通アクセスの利便性の強化を図るものであり、特に彩都への企業誘致促進のためにはインフラの早期整備が必要であることから実施するものであることを確認した。 清水交差点を立体交差とすることにより、今後の更なる彩都開発による交通需要増加に伴う清水交差点の渋滞を解消し、大阪都心部から彩都への円滑な交通を確保するものであることを確認した。 <p>(上位計画等における位置づけ)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本事業は、彩都の基盤整備の早期実施という位置付けのもと、大阪府都市基盤整備中期計画(案)改訂版(H17.3)におけるアクションプランとは別に、大阪府も参画する彩都ライフサイエンス懇談会が策定した彩都バイオグランドデザイン(H19.3)において、彩都バイオクラスター形成関連として事業進捗を図るべきものと位置付けられていることを確認した。 <p>(事業を巡る社会経済情勢)</p> <ul style="list-style-type: none"> 彩都を中心とするバイオクラスターの発展を目指す彩都バイオグランドデザインの具体化に向け、大阪府が主導的な役割を果たすため、平成19年6月、大阪府彩都・バイオ推進本部を設置し、彩都バイオ関連事業の総合調整を行っていることを確認した。 この一環として、彩都の基盤整備は重要な課題とされており、進捗状況としては、当該路線が平成16年3月に側道2車線暫定供用、平成19年3月に平面4車線供用するとともに、国際文化公園都市モノレールの阪大病院前駅から彩都西駅の間が平成19年3月に開業している。 当該路線の直近の交通量調査で、混雑度は1.45であり、交差する一般国道171号の平成17年センサスで、混雑度は1.80と高い状況にあることを確認した。 彩都の開発状況は、西部地区の一部が平成16年4月にまちびらきして以降、平成19年春現在で西部地区313haのうち約120haが開発され、住宅約1500戸、ライフサイエンスパークの立地が9施設のうち6施設が決定済みとなっていることを確認した。 <p>(事業効果について)</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在の清水交差点において、交差点飽和度について分析した結果、現状は0.7程度で飽和状態ではないものの、平日の朝の通勤ラッシュ時(7時から9時)においては渋滞が発生している状況である。今後は彩都の開発に伴う交通量の増加が見込まれ、平成24年度の彩都西部地区完成時においては、本事業地の交差点飽和度について、交通量が平均的である時間帯(14時から15時)であっても1.0を超え飽和状態になると予測されることから、本事業により、交差点の渋滞解消が図られるものであることを確認した。 国土交通省のマニュアルに基づき、平成42年の将来道路網が整備された時点として推計した交通量を用い、平成23年度の高架橋供用時における交通量を予測し、供用後40年間の費用便益比(B/C)が34.8であることを確認した。また、他事業で整備済みである下部工等の費用を含めた場合でもB/Cは16.2となることを確認した。 彩都へのアクセス道路である、茨木箕面丘陵線と国道171号とを立体交差にすることにより、彩都へのアクセス性が向上し、彩都への企業誘致促進に寄与するものである。 | |

委員会における主な審議内容(事前評価 2/2)

| | |
|--|-------------------------------------|
| 事業名(所在地) | (府営住宅建替)泉佐野東羽倉崎住宅(中層耐火地区)建替事業(泉佐野市) |
| 評価結果 | 事業実施 |
| <p>(上位計画における位置付け・事業の必要性について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業は、住宅に困窮する低所得者の居住の安定の確保のために行うものである。昭和39年度に建設された本住宅は、設備等が老朽化し、全住戸の約45%に65歳以上の高齢者を含む世帯が入居しており、今後も一層の高齢化が予想される中、全ての住棟でエレベーターがないなどバリアフリー化ができていないことや、耐震性が低いことから、建替事業を実施する。これにより、バリアフリー化や耐震性の向上を進めるとともにオープンスペースの確保等により良好な住宅及び住環境を整備するものである。 ・老朽化が著しく居住水準の低い中層耐火住宅として、大阪府営住宅ストック総合活用計画において優先順位が高いことを確認した。 <p>(事業手法について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東羽倉崎住宅では、本事業地に隣接する簡易耐火地区(建替え前228戸)で先行して建替事業を実施している。今回、中層耐火地区の建替事業を実施するにあたり、東羽倉崎住宅全体の事業期間の短縮や事業費の削減を図るため、現戸数540戸のうち、470戸を現区域において建て替え、残りの70戸については、簡易耐火地区へ移転して建て替えることを計画していることを確認した。 ・直接建設による建替事業であることを確認した。 ・実施設計はH23年度、工事はH24～37年度まで行うことを確認した。 <p>(土地利用について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敷地周囲は、一定の幅員のある道路が既に整備されており、敷地北東側には比較的大きな公園が存在するが、団地内は、住棟が建て詰まり、まとまった広場などのオープンスペースが少ないことを確認した。 ・市街地に建つ都市型住宅として、土地の有効利用のため高層化を図り緑豊かなオープンスペースを確保するとともに、住棟配置については、近隣に配慮し張り間方向が周辺地域に面した計画とすることを確認した。 ・建替えにより活用用地を生み出すことから、敷地面積は減少するが、基準に対して十分な緑地やオープンスペースを配置するなど良好な住環境を確保した計画としていることを確認した。 〔緑化率：約23% (府営住宅基準20%)〕 〔敷地に対する広場等の割合：約10% (市要綱3%)〕 ・周辺環境に配慮するため、活用用地との境界から約10mセットバックして、住棟を配置するとともに、緑地緩衝帯の設置などの方策を検討することとしていることを確認した。 <p>(良好なコミュニティの形成等について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敷地内通路が通学路に活用されていることに配慮し敷地中央に緑歩道を設け、その線上に集会所及び広場等のコミュニティスペースを配置することにより周辺住民を含めた交流を図るとともに、プレイロット等も併設することによりコミュニティの活性化に寄与することを確認した。 <p>(安全で安心して暮らせる住まいづくりについて)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住戸内等の事故の防止に配慮し、段差解消や手すりの設置などの屋内外のバリアフリー化を徹底する。また、歩車分離を行い、安全で安心して暮らせる生活の場を提供することを確認した。 ・建替えにより、一層の耐震性の向上を図る。また、高度利用等による土地の有効活用によりオープンスペースを確保し、地域全体の防災性の向上に寄与することを確認した。 <p>(市町村・住民等との協議状況について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活用用地については、地元市と調整しながら地域の活性化につながる多様な住宅や施設の導入を図ることを確認した。 ・建替えについて入居者への説明を行い、概ね同意を得ていることを確認した。 | |

委員会における主な審議内容(再評価 1/5)

| | |
|---|-----------------------------------|
| 事業名(所在地) | (道路)一般府道豊能池田線(都市計画道路止々呂美吉川線)(箕面市) |
| 評価結果 | 事業継続 |
| <p>(事業の概要・目的)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本路線は、豊能地域から一部、一般国道423号を重複し、池田市域を結ぶ主要幹線道路であり、北部地域の骨格を形成する重要な広域幹線軸として平成8年度に都市計画決定されているものである。 ・本事業は、「箕面有料道路」、「水と緑の健康都市」や新たに建設される「新名神高速道路(仮称)箕面IC」へのアクセス道路として整備を進めることを確認した。 <p>(事業の進捗状況と今後の見通し)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業の事業費は、関連事業である「水と緑の健康都市」の平成15年度計画見直し(計画戸数及び計画人口)に伴い、本路線の一部区間において、ルート及び幅員(4車線2車線(計画交通量15,000台/日8,800台/日))の都市計画変更を行った結果、約16億円減額となっていることを確認した。また、計画時点では費用便益の分析手法が確立されておらず算出していなかったB/Cについては、現時点で2.82となっていることを確認した。 ・本事業の事業期間は、当初計画時点と比較して、平成15年度完成予定から平成27年度完成予定に12年間延長されていることを確認した。これは、関連事業である「水と緑の健康都市」の一時事業中断及び関連事業間の工程調整による見直しであることを確認した。 ・平成18年度末の事業進捗率は、用地44%、工事0%となっていることを確認した。なお、44%の買収済用地については、都市計画変更のない4車線区間であることを確認した。 <p>(事業を巡る社会経済情勢の変化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「水と緑の健康都市」の平成15年計画変更、「新名神高速道路」(高槻市~箕面市間)の平成18年事業着手、「箕面有料道路」の平成19年5月暫定2車線供用などによりアクセス道路としての整備熟度が高まっていることを確認した。 <p>(今後の事業の進め方について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業の実施にあたっては、「水と緑の健康都市」等の整備状況を勘案し、関係者等と協議を行いながら事業を進めていくことを確認した。 <p>(自然環境等への影響と対策について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「水と緑の健康都市」の整備方針に合うよう、貴重な自然環境を保全するとともに、切土法面が発生する箇所については、緑化回復に既存の植生種を利用するなど、当該道路周辺の生態系を乱さないよう緑化対策について検討を行い、植生の回復に努めることを確認した。 | |

委員会における主な審議内容(再評価 2/5)

| 事業名(所在地) | (道路)一般国道170号(西石切立体交差)整備事業 (東大阪市) |
|---|----------------------------------|
| 評価結果 | 事業継続 |
| <p>(事業の概要・目的)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般国道170号は、大阪府高槻市を起点とし、泉佐野市を終点とする総延長約72.2kmの主要幹線である。 ・本事業は、一般国道308号との交差点における慢性的な交通渋滞の緩和を目的とした立体交差化(アンダーパス形式)事業として整備を進めるものであることを確認した。 <p>(事業の進捗状況と今後の見通し)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業の事業費は、計画時点との変動はない。また、計画時点では費用便益の分析手法が確立されておらず算出していなかったB/Cについては、現時点で1.33となっていることを確認した。 ・本事業の事業期間は、当初計画時点と比較して、平成17年度完成予定から平成29年度完成予定に12年間延長されている。これは、用地買収が遅延したことにより、近鉄奈良線連立事業関連の「主要地方道八尾枚方線若江跨線橋撤去による踏切対応期間」と工事期間が重複することになった。この工事による迂回交通と立体交差化工事の規制による交通混雑を避けるため、アンダーパス部分の工事着手時期を延期しようというものであることを確認した。 ・平成18年度末の事業進捗率は、用地89%、工事10%となっていることを確認した。 <p>(事業を巡る社会経済情勢の変化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通量、混雑度とも計画時と比較すると若干改善されているものの大きな変化は見られないことを確認した。 <p>(今後の事業の進め方について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンダーパス部分の工事については工事期間の重複を避け、連立事業完了後に着手することを確認した。アンダーパス部分の工事着手までは交通渋滞を緩和させる必要があることから現道及び平面拡幅部を活用して交通処理を行うものであることを確認した。 | |

委員会における主な審議内容(再評価 3/5)

| | |
|---|--------------------|
| 事業名(所在地) | (砂防)川合裏川砂防事業 (茨木市) |
| 評価結果 | 事業継続 |
| <p>(事業の概要・目的)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本溪流は、国際文化公園都市(彩都)関連事業として、人家等に直接的に土砂災害を及ぼす恐れがある溪流について、砂防施設の整備を促進し、土石流等の土砂災害に備えるため、溪流保全の護岸工を整備するものである。 <p>(事業の進捗状況と今後の見通し)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業の事業期間(完成予定:平成22年度)及び事業費は、計画時点と変更はないことを確認した。また、計画時点では費用便益の分析手法が確立されておらず算出していなかったB/Cについては、現時点で5.99となっていることを確認した。 ・平成18年度末の事業進捗率は、用地100%、工事57%となっており、工事完成予定年度へ向けて特段の支障はないことを確認した。 <p>(事業を巡る社会経済情勢の変化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画時点と比較し、保全対象に変動はないことを確認した。 ・平成16年4月に一部がまちびらきした彩都の西部地区が平成24年度に完成する予定であり、それまでに本事業の整備を終える必要があることを確認した。 <p>(事業効果について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業を実施することにより、土石流災害を未然に防止し、人命、保全計画家屋等の安全性確保が見込まれることを確認した。 <p>(自然環境等への影響と対策について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人が川に近づくことができるように一部区間に緩勾配の護岸を整備することを確認した。 ・水生生物の生育に配慮し、落差工下流部に水溜りを作り、動植物が生息できる環境を創造することを確認した。 <p>(ソフト対策について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業による溪流保全工によるハード対策に加え、ハザードマップや砂防フェアー、土砂災害警戒情報、防災訓練等のソフト対策による住民の安全・安心の充実に図っていくことを確認した。 | |

委員会における主な審議内容(再評価 4/5)

| | |
|---|-----------------------------|
| 事業名(所在地) | (港湾)阪南港阪南2区整備事業(特別会計)(岸和田市) |
| 評価結果 | 事業継続 |
| <p>(事業の概要・目的)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業は、岸和田市の沖合いにおいて計画されている埋立事業である「阪南2区整備事業」の全体計画(面積141.7ha)のうち、優先的に整備を行う区域(面積77.7ha)において、港湾物流機能の強化・拡充、清掃工場移転用地の確保、背後市街地の環境改善、建設残土等のリサイクル促進を目的として行っている。 ・本事業の整備にあたっては分譲や賃貸からの収入で事業費を回収する特別会計(起債)事業で行っている。 <p>(事業の進捗状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業は平成10年度に事業着手し、平成18年度末の事業進捗率は、工事71%、埋立進捗率45%となっており、このうち、清掃工場用地は当初計画どおり整備が完了し、清掃工場が平成19年4月より本格稼働していることを確認した。 ・全体事業費が計画時から約25億円の増額となっているが、これは土地処分の賃貸方式導入に伴う市町村交付金の計上等による事務費等の増額によるものであり、工事費は、インフラ整備の見直し等により減額となっていることを確認した。 ・下記理由により完成予定年度が計画時より4年延伸(H24-H28)となったことを確認した。 <ul style="list-style-type: none"> ・公共事業の減少による建設残土等の発生量の減少 ・個々の工事における建設残土等発生抑制に向けた取り組みの進展による残土処分量の減少に伴う埋立土砂の受入量の減少 <p>(事業を巡る社会経済情勢の変化への対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業期間延伸等に伴う金利増加分を、インフラ整備の見直し等による工事費削減で対応していることを確認した。 ・企業ニーズと埋立造成の状況を見極めて、採算性を随時確認しながら段階的に整備を進めていることを確認した。 ・事業着手以降、長引く不況による市内進出意向企業の減少、雇用情勢の悪化(市民の雇用の場の喪失)企業ニーズの変化(賃貸希望企業の増加)に対応するとともに、企業誘致の促進のため、下記のとおりの効果的対応が既に行われていることを確認した。 <ul style="list-style-type: none"> ・企業から要望の多い賃貸方式の導入 ・誘致対象企業の岸和田市域外への拡大 ・この結果、第1期製造業用地15区画(12.2ha)について、募集開始(H18.8)後、約1年で14区画(12.1ha)が申込済みであり、うち、賃貸8社(2.0ha)となっている。今後も公害問題への対応や工場の移転集約等により新たな用地を必要とする企業からの引き合いも多いことから、本事業地に対する企業ニーズは高いと考えられることを確認した。 ・保管施設用地は、用地不足により企業ニーズに応えられていない状況である。また、内陸部から臨海部への移転を希望する企業も多数あることから企業ニーズは高いと考えられることを確認した。 ・特別会計(起債)事業として、採算性を随時確認しており、面積比で分譲1、賃貸9の割合での検討を行った場合でも、事業費の回収に期間を要するものの将来的には収支の均衡は図られる見込みであることを確認した。 <p>(事業効果について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1期製造業用地へ工場が移転することに伴い、市街地環境の改善や雇用の拡大が期待されることを確認した。 ・保管施設用地の整備により、港湾物流機能の強化が図られるとともに、企業進出による新たな雇用や設備投資が期待されることを確認した。 ・清掃工場の稼働により、旧工場では不可能であったダイオキシン類の処理が可能となった他、最新の排ガス処理設備によるNOxの処理が可能となる等、環境への負荷が低減されていることを確認した。 ・内陸部の公共工事から発生する建設残土等の受け入れ場所として活用することにより最終処分場の不足に対応するとともに、建設残土等のリサイクルに寄与することを確認した。 <p>(今後の進め方について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も土地需要の動向を的確に把握し、企業ニーズを踏まえた用地の埋立・造成着手時期の見極めや道路等必要なインフラの整備内容の見直し等を適宜行うなど、事業の採算性を随時確認しながら引き続き段階的に整備を進めるとともに、上記のような効果的な企業誘致に努めることにより事業目的の達成と投資済費用の回収に努めることとしていることを確認した。 | |

委員会における主な審議内容(再評価 5 / 5)

| | |
|---|-------------------------------------|
| 事業名(所在地) | (府営住宅建替)泉佐野東羽倉崎住宅(簡易耐火地区)建替事業(泉佐野市) |
| 評価結果 | 事業継続 |
| <p>(事業の概要・目的)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業は、住宅に困窮する低所得者の居住の安定の確保のために行うものである。昭和39・40年度に建設された本住宅は、老朽化が著しく居住水準が低いことや、入居者の高齢化が進む中、住戸内に段差があるなどバリアフリー化ができていないことから、建替事業を実施する。これにより、バリアフリー化や耐震性の向上を進めるとともにオープンスペースの確保等により良好な住宅及び住環境を整備するものである。 <p>(事業の進捗状況と今後の見通し)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業の事業期間については、計画内容の変更に伴い、計画時と比較して4年延伸している。これは、東羽倉崎住宅では、本事業地に隣接する中層耐火地区(建替え前540戸)の建替事業を実施するにあたり、東羽倉崎住宅全体の事業期間の短縮や事業費の削減を図るため、うち70戸については、本事業地である簡易耐火地区へ移転して建て替えることを計画していることによるものである。この見直しによって70戸の仮移転が不要になり、中層耐火地区と簡易耐火地区の建替事業を別々に行う場合より、東羽倉崎住宅全体の事業費が約1.4億円削減されるとともに、事業期間の約半年の短縮が図られることを確認した。 ・70戸分の建て増しがあるものの、建設コスト縮減の取組み効果、既に完成している住棟の入札差金の発生等により、全体工事費は、計画時と比較して約3.7億円の増で済む見込みであることを確認した。 ・直接建設による建替事業であることを確認した。 ・第1期区域(128戸)において、簡易耐火住宅を撤去し、浴室等の設備が整い、エレベーターのあるバリアフリー化された新しい住棟を建設(H17年度完成)したことを確認した。 ・現在、第2期区域(100戸)の建設中(H20年度完成予定)であり、概ね当初の計画どおり進捗していることを確認した。 ・事業計画の変更に伴う第3期区域(70戸)の完成予定年度はH23年度であることを確認した。 <p>(事業効果について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当初の計画戸数228戸が298戸へ変更されたため、費用便益比については、建替えの前提となる条件をあわせて比較する必要があるため、計画時から298戸の建替えであったと想定し、B/Cを算出したところ、計画時の1.31に対して、現時点では1.46となっていることを確認した。(H17年度下期の再評価案件「岸和田大町住宅」の審議における指摘事項を反映) ・住戸内等の事故の防止に配慮し、段差解消や手すりの設置などの屋内外のバリアフリー化を徹底することを確認した。 ・建替えにより耐震・耐火性を確保するとともに、道路の整備による緊急用車両の通行の円滑化やオープンスペースの確保、防火水槽の整備などにより、地域全体の防災性の向上に寄与することを確認した。 ・集会所や児童遊園を整備することにより、児童や保護者の交流の場として利用され周辺地域を含めたコミュニティの活性化につながることを確認した。 ・当初計画より住棟を1棟追加するが、緑被率は当初の約33%から約30%への変更にとどめ、府の基準を確保するとともに、住戸数に対する駐車場整備率は当初のまま6割を維持し、大幅な変更がない計画としている。また、周辺環境に配慮した住棟配置等を行うことにより都市景観に配慮した計画としていることを確認した。 <p>(市町村・住民等との協議状況について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建替変更計画について、地元自治会に説明を行い、住民同意を得ていることを確認した。 | |

委員会における主な審議内容(再々評価 1/2)

| | |
|---|--------------------------------|
| 事業名(所在地) | (連立)大阪外環状線(東大阪市)連続立体交差事業(東大阪市) |
| 評価結果 | 事業継続 |
| <p>(事業の概要・目的)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本路線は「大阪外環状線計画」における城東貨物線の旅客化や「東大阪新都心整備計画」等によるまちの活性化に伴い発生が予測される交通混雑を鉄道の高架化により解消し、また、周辺市街地の一体化や再整備などを目的として計画された事業である。 <p>(事業の進捗状況と今後の見通し)</p> <ul style="list-style-type: none"> 全体事業費は、再評価時点から約33億円の減額となっているが、これは高架構造物の構造変更による工事費の減額と、地価下落による用地費の減額が見込まれることによるものであることを確認した。 事業期間は、用地買収等が難航したため、再評価時点と比較して、完成予定年度が平成17年度から平成21年度に4年間延長されていることを確認した。 平成18年度末の事業進捗率は、用地68%、工事76%となっていることを確認した。 用地買収については、本線部分は既に終了しており、残用地についても、JR西日本用地が約24%程度を残すのみであることを確認した。 高架工事については、大阪外環状鉄道の放出駅から久宝寺駅間の平成20年春の開業予定に併せ完了予定である。側道工事については、平成19年度～平成21年度の3年で側道整備を行う計画としており、今後の事業進捗上、特段の課題はないことを確認した。 <p>(事業を巡る社会経済情勢の変化)</p> <ul style="list-style-type: none"> 踏切交通量の状況や旅客線開業時に想定される鉄道の運行計画の変化はないことを確認した。 <p>(事業効果について)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本事業の整備により、走行時間の短縮便益などの事業効果が見込まれることを確認した。 平成20年春頃に高架化が完成する予定であり、その時点で踏切遮断時間が解消され、交通渋滞の緩和が図られることを確認した。 本事業を実施することにより市街地の分断が解消されることを確認した。また、駅の高架化にあわせて駅前周辺などの街づくりを一体的に進めることにより、駅前広場や駅周辺の道路整備が促進され、交通結節機能が向上し地域の活性化が図られることを確認した。さらに、高架下に公共施設や商業施設が整備され、地域住民の利便性が地域のふれあいの場の創設などの効果が期待できることを確認した。 費用便益比(B/C)が再評価時2.19から今回2.13に変更している理由は、以下の便益総額Bと総費用Cの変化によるものであることを確認した。 <ul style="list-style-type: none"> 便益総額Bについて、「走行時間短縮便益」がH7年の交通量実測データとH16年の交通量実測データの比較から予想以上に交通量の伸びがなく、また「高架下空間利用便益」が地価の下落のため減額となったためであること。 総費用Cについては、高架構造物の構造変更による工事費の減少、地価下落による用地費の減額によるものであること。 | |

委員会における主な審議内容(再々評価 2/2)

| | |
|---|-----------------------|
| 事業名(所在地) | (公園)石川河川公園整備事業(富田林市他) |
| 評価結果 | 事業継続 |
| <p>(事業の概要・目的)</p> <ul style="list-style-type: none"> 石川河川公園は、「大阪府広域緑地計画」の中で、大阪府の骨格となる緑のネットワークの一つに位置づけられ、「南河内の自然、歴史、風土に根ざした総合的な水辺環境の創造」を基本的整備方針とした「石川あすかプラン」を受け、府営公園として整備を進めているものである。 大阪府公園基本構想では、「健康と生きがいを支える公園」として位置づけられており、南河内地域を流れる一級河川石川の河川敷を利用し周辺住民の散歩道や交流・憩いの場、南河内の歴史と風土を遊びながら学べる場、自然観察・環境学習の場、ジョギングや運動が出来るスポーツの場等の幅広い機能を備えた広域公園として、また都市周辺の自然環境を保全する重要な水と緑のオープンスペースとして整備を行うことを確認した。 <p>(事業の進捗状況と今後の見通し)</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業の進捗状況と今後の見通しについては下記事項について確認した。 本事業の事業費は、再評価時点との変更はない。 本事業は公園全体としての事業期間は未定であるが、事業認可区域の完成予定年度は、再評価時点と比較して、平成17年度から平成25年度に8年間延長されている。これは、大阪府行財政改革プログラム(案)(H18.11)により、事業費配分を見直したことによる。 平成18年度末の事業進捗率は、用地100%、工事42%となっている。 平成19年7月末時点の開設面積は63.4haで、事業認可を受けた面積86.7haのうち約73.1%が開設済みとなっている。 年間来園者数は約21万人となっている。 <p>(事業を巡る社会経済情勢の変化)</p> <ul style="list-style-type: none"> 再評価時の意見具申における要望を踏まえ、「河川らしい自然環境の復活」を府民と行政が協働で具現化するため、お互いの情報を共有しながら建設的な意見交換を行う計画・運営協議会が平成17年度に設立されたことを確認した。また、今後も継続的に運営協議会によるワークショップやイベントなどを実施していくことを確認した。 <p>(H14再評価時における意見具申要望事項及び府の対応方針)</p> <p>要望事項：</p> <p>府民の自然環境に対する意識の中で、特に本事業のように自然環境の残る河川敷を活用した公園については、できるだけ現在の環境を活かし、自然とふれあえる場として整備を図ることが重要である。今後とも、本事業を進めていくにあたっては、従来の施設整備を中心とした公園事業から発想の転換を図り、こうした府民ニーズや社会経済情勢の変化に適切に対応しながら、効率的な施設整備とともに、ボランティアとの連携による維持管理など府民との協働も積極的に推進されるよう要望する。</p> <p>対応方針：事業継続</p> <p>事業をすすめるにあたって、ワークショップの実施・河川公園に対する地域の関心を高める啓発活動の展開等を通じて、府民が求める自然環境や公園のあり方に適切に対応していくとともに、効率的な施設整備が図られるよう引き続き留意していく。</p> <p>(事業効果について)</p> <ul style="list-style-type: none"> 費用便益比(B/C)が、再評価時1.22から現時点で2.16に増加しているが、これは以下の理由によることを確認した。 <ul style="list-style-type: none"> 便益総額Bについて、国のマニュアルの改訂に伴いこれまで定量的に評価されていなかった都市環境や都市防災などの価値が算出の対象となり便益が増加したこと。 総費用Cについて、全体事業費は変更ないが評価時期が異なるため割引率の計算により総費用が増加したこと。 石川河川公園自然ゾーン計画・運営協議会の設立により、企画段階から地域住民代表や教育関係者が関わることとなり、より一層、府民の自己実現、社会参加が図られるとともに、自然豊かな石川本来の自然環境の保全・創出を目指すことが明確化されたことを確認した。 | |

委員会における主な審議内容(事後評価 1/1)

| | |
|----------|--|
| 事業名(所在地) | (治山)水源流域地域保全事業(東阪岩井谷地区)(千早赤阪村) |
| 評価結果 | <p>(事業効果について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 荒廃地及び荒廃移行地等の復旧整備や荒廃森林の整備が行われたことにより、森林の持つ水源かん養機能が向上し、地域住民の水道水源の確保と、土砂災害の防止など水土保持機能が確保されたことを確認した。 ・ 手入れの遅れた森林の間伐、風倒木被害地への植栽、治山えん堤の設置により、水土保持機能の回復が図られるとともに、人工林の整備と林床への植生の誘導により、生物の多様性や良好な景観を回復するなど環境の向上が図られていることを確認した。 ・ 府内産間伐材を用いた残置式型枠を利用することにより、府内産間伐材の利用促進と、府内の森林の間伐の促進が図られていることを確認した。 <p>(コストについて)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設コストについては、入札差金により計画時より1千万円減少している。また、時間コストについては、計画時より1年遅れて完成しているが、冬期の降雪や搬入路の凍結によるものであり、事業効果への大きな支障は認められなかったことを確認した。 ・ 治山施設(えん堤)については、維持管理費用が発生しないことを確認した。なお、風倒木被害地に植栽したヒノキ、ケヤキについては、成長に伴う維持管理が必要であり、今後約10年間、別途保安林保育事業で下刈等を実施する予定であることを確認した。 <p>(自然環境等への影響と対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 荒廃した森林を整備したことにより、下草等の植生が回復し、土壌の流出防止、多様な自然環境の回復に寄与したこと、風倒木被害地を整備し植栽したことにより、景観が向上したことを確認した。 ・ 風倒木被害地にヒノキ、ケヤキを植栽し針広混交林としたことにより、病害虫に強く、生物多様性が確保できる森林の整備が図られたことを確認した。 なお、樹種の選定理由については、ケヤキがかつて南河内地域の溪流沿いによく見られた樹種であることから、郷土樹種として選択されたものであることを確認した。 <p>(同種事業への取組みについて)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後も手入れの遅れた森林について、積極的に間伐等の森林整備を進めていくことを確認した。また、材価の低迷により林業者の生産意欲が低下し森林整備が遅れている中、間伐等を促進するためには、府内産間伐材等の利用を進める必要があることから、府内産間伐材等による型枠の利用を進めていくことを確認した。なお、平成19年度より府内産間伐材を利用した合板を製作し治山事業での使用を進めており、今後、利用の拡大を図っていくことを確認した。 ・ ホームページ等を通じて、森林の有する水源かん養機能等の重要性を府民に周知、啓発するとともに、府民の生命、財産を守る治山事業について、地元の小中学生などを対象とした出前授業等を行い、PRを進めていくことを確認した。 また、山地災害の恐れのある山地災害危険地区については、平成19年度に位置図を作成し、今後、府内の自治会単位に配布する予定であること、今後は、本府環境情報センターの「えこなび」などホームページのGIS(地理情報システム)を利用した周知方法を検討し周知に努めていくことを確認した。 ・ 山地災害から府民の生命、財産を守るため、市街地に隣接した山地を持つ大阪府の特性を考慮し、危険箇所については、既設えん堤のかさ上げなど、効果的、効率的に予防治山事業の導入を図るとともに、土石流等の山地災害の対応策を検討し、より一層府民への周知啓発を図っていくことを確認した。 |

泉佐野丘陵部緑地基本計画について

本計画は、市民活動家、地元関係者や学識経験者などからなる「泉佐野丘陵部緑地基本計画検討委員会」での検討を受けて計画(案)を取りまとめ、パブリックコメントを経て策定した。

公園の基本目標と「シナリオ型の公園づくり」

社会潮流の変化

- ・成熟社会（循環型社会実現への意識の高まり）
- ・魅力ある地域形成（郷土への関心の高まり）
- ・参画型社会（社会参加ニーズの高まり）

泉佐野丘陵緑地の持つ特性

- ・立地環境（山の辺、アクセス性、国際性）
- ・自然と向き合い畏敬し活用してきた歴史性・文化性
- ・丘陵の資産（ため池、樹林地）

公園の基本目標

- 1) 景観を重視した公園づくり
- 2) シナリオ型の公園づくり
- 3) 環境に配慮した公園づくり
- 4) 地域の活性化等に役立つ公園づくり

公園の将来像 ……1,3,4
将来像の実現に向けた手法 ……2
を基本目標

「シナリオ型の公園づくり」

21世紀に初めて開設する府営公園としての新しい取り組み

- ・様々なジャンルの活動主体が将来像を共有する
- ・話し合いながら活動を展開し事業を推進する
- ・将来像の実現に向け空間整備と利用や活動プログラムを一つの脚本(シナリオ)として実行する
- ・常に成果の評価と再検討を実施する

マスタープラン型とシナリオ型の違い

| | 考え方 | 事業展開イメージ |
|----------|---|--|
| マスタープラン型 | 調査から整備まで主に行政で行い、実行計画をすべて決定。社会ニーズの変化など必要に応じ計画の見直しなどを実施。 | 基本目標【主に行政で策定】 調査・実行計画・整備・管理運営【主に行政で実施】 必要に応じ見直し【主に行政で実施】 |
| シナリオ型 | 調査の段階から実行計画にいたるまで行政・府民とともに行う。基本目標を共有し、効果を確認しながら次の事業を展開。 | 基本目標【主に行政で策定】 調査・実行計画・整備・管理運営・評価・再検討【行政・府民とともに実施】 |

「シナリオ型の公園づくり」における府民参画の基本的な仕組み

基本目標の実現にむけ、公園の運営を協議・決定する運営会議を設立

運営会議が主催する講座を受講した修了生などを中心とするパーククラブを創設

運営会議の場における事業評価のもと、行政による基盤整備やパーククラブの活動、既存活動組織による活動協力を、PDC Aサイクルを実施しながら段階的に展開

| | |
|--------|---|
| 行政 | 園路などの公園基盤、パークセンターなどの活動支援施設の整備、管理を行う。 また、資機材の提供などパーククラブの活動を支援する。 |
| 運営会議 | 府民、企業、NPO、学識経験者などで構成される組織(事務局:大阪府) 公園の基本目標に基づき公園整備や運営に関する方向性(シナリオ)を示す。 行政の諮問機関的な役割とパーククラブの取り組み内容の決定機関的な役割を持つ。 |
| パーククラブ | 運営会議が主催する講座の修了生などを中心に運営される組織。 公園の実行計画、整備に積極的に参画し、活動プログラムの企画提案・実施などを行う[新たな公園利用の担い手]。 |
| 既存活動組織 | パーククラブと連携し活動協力・支援等を展開する。 |
| 利用者 | 公園を利用する一般ユーザー。 運営会議やパーククラブにより触発されたユーザー。 |

<「シナリオ型の公園づくり」におけるパーククラブの活動イメージ(例:小路づくり)>

園内の魅力的な場所(大きな木、見晴らしの良い場所など)をパーククラブで探索する。(調査)

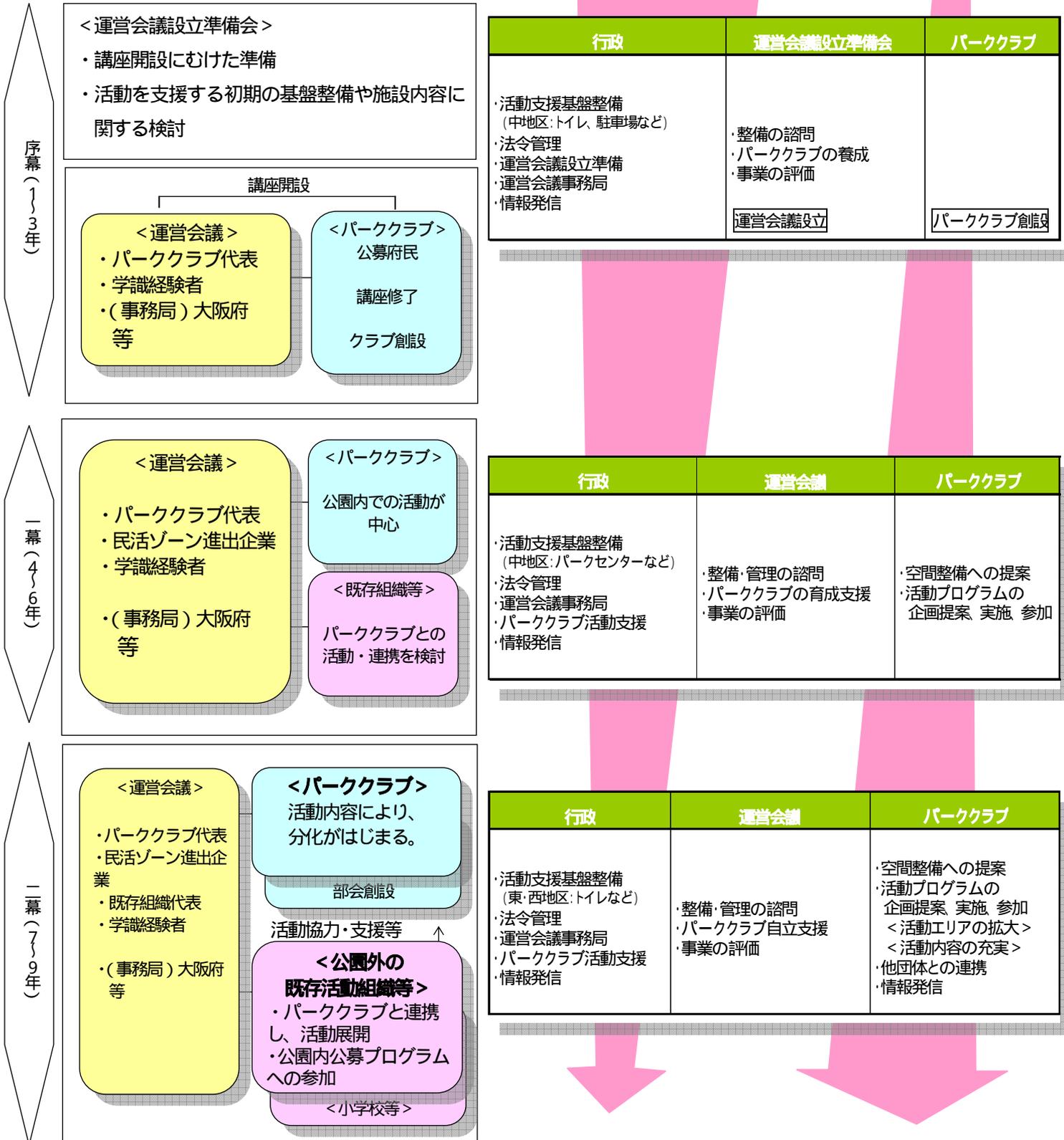
探索により発見された魅力的な場所へ行くための小路をパーククラブが提案し運営会議で調整・決定する。(実行計画)

行政による資機材等の支援のもと、パーククラブを中心に樹木の移植・伐採、階段づくりなどを行う。(整備・管理運営)

パーククラブが中心となって利用や活動プログラムを展開する。(管理・運営)

活動状況や利用状況を確認しながら次の整備内容やプログラムを検討する。(評価・再検討)

事業展開、役割分担の時系列イメージ



運営会議が主催する講座について

募集方法：公募により講座受講生を募集。

講師：民間事業者・地元の有識者・行政などを想定。

講座内容：公共空間のルールとマナーの理解、基本目標の共有、公園整備や活動プログラムの企画提案にかかる基礎的知識・技術の習得など

講座修了後の展開：講座修了後、パーククラブメンバーとなり活動を展開する。講座は継続的に実施し、パーククラブ員の充実を図っていく。

榎尾川ダム建設事業の進捗状況について

(趣 旨)

平成 16 年度の本事業の再々評価において付された、下記の 3 つの条件のうち、今年度実施したダム本体詳細設計に基づき、ダム本体設計におけるコスト縮減内容が明らかとなったことから、今回、条件の について、報告するもの。

なお、下記条件の については、今年度の第 2 回建設事業評価委員会において「自然環境保全計画」の策定に関する報告を行った。

< 条件 >

自然環境への影響に対しては、ダム建設着工までのできるだけ早い段階で具体的な対策をとりまとめるとともに、自然環境の回復についても、改変区間における既存の人工林から広葉樹への樹種転換など積極的な再生に取り組むこと。また、ダム建設地だけでなく、榎尾川全体の河川環境対策にも配慮すること。

災害に対する早期のリスク回避に向けて遅滞なく事業を進めること。ただし、そのために自然環境への対策が不十分にならないよう留意すること。

工事期間中、ダム建設地域周辺の生活環境等に新たな負荷を与えないよう十分配慮しつつ、可能な限りコスト縮減にも努めること。

(コスト縮減内容)

- ・ダム本体設計において、造成アバットメントの採用で約 1 . 4 億円、基礎処理工の合理化により約 2 . 5 億円、合計で約 3 . 9 億円の縮減が見込まれる。(参考：総事業費 1 2 8 億円)
- ・造成アバットメント工法の採用については、掘削やコンクリート量の減によるコスト縮減を行うとともに、自然環境への影響低減が見込まれる。
- ・基礎処理工については、技術指針改定を踏まえた検討を行い、必要な施工範囲や施工ピッチの減によるコスト縮減が見込まれる。

(今後の予定)

- ・平成 2 0 年代半ばの治水効果の発現を目指し、さらなるコスト縮減方策の検討及び自然環境保全計画の実現に向けた取組みを行い、災害に対する早期のリスク回避に向けて、ダム本体発注に向けた手続きを進めていく。

下期

審 議 日 程

| 年 月 日 | 審 議 経 過 |
|--------------------------|---|
| 平成 19 年 7 月 27 日 | 第 4 回委員会 事業概要説明（主要プロジェクト事中評価、建設事業事前評価・再評価・再々評価） |
| 平成 19 年 8 月 27 日 31 日 | 現地視察 南河内・健康ふれあいの郷 |
| 平成 19 年 9 月 11 日 | 第 5 回委員会 個別事業審議 |
| 平成 19 年 9 月 20 日 | 第 2 回専門部会 個別事業論点整理 |
| 平成 19 年 9 月 28 日 | 第 6 回委員会 南河内・健康ふれあいの郷意見具申とりまとめ 泉佐野丘陵部緑地基本計画（案）についての報告 |
| 平成 19 年 10 月 17 日 | 現地視察 治山事業 東阪岩井谷地区 |
| 平成 19 年 10 月 25 日 | 第 7 回委員会 個別事業審議 |
| 平成 19 年 12 月 6 日 | 第 3 回専門部会 個別事業論点整理 |
| 平成 19 年 12 月 28 日 | 第 8 回委員会 意見具申とりまとめ 槇尾川ダム建設事業についての報告 |

(参考)

上期

審議日程

| 年 月 日 | 審 議 経 過 |
|------------------|--|
| 平成 19 年 4 月 26 日 | 第 1 回委員会 委員長選出 事業概要説明（事前評価・再評価・再々評価） |
| 平成 19 年 5 月 25 日 | 第 2 回委員会 個別事業審議 槇尾川ダム自然環境保全計画についての報告 |
| 平成 19 年 6 月 26 日 | 現地視察 堺泉北港泉北 6 区緑地 第 3 回委員会 個別事業審議 |
| 平成 19 年 7 月 9 日 | 第 1 回専門部会 個別事業論点整理 |
| 平成 19 年 7 月 27 日 | 第 4 回委員会 意見具申とりまとめ |

大阪府建設事業評価委員会 委員名簿

| | | | | |
|---------|---------|----------|---------|------------------------|
| いわ 岩 | い 井 | たま 珠 | え 恵 | (株)クリエイティブ・フォーラム 取締役会長 |
| おか 岡 | だ 田 | のり 憲 | お 夫 | 京都大学防災研究所教授 |
| かし 柏 | はら 原 | し 士 | ろう 郎 | 武庫川女子大学生活環境学部教授 |
| さ 佐 | えき 伯 | じゅん 順 | こ 子 | 同志社大学大学院社会学研究科教授 |
| しも 下 | むら 村 | まさ 眞 | み 美 | 大阪大学大学院高等司法研究科教授 |
| なだ 灘 | もと 本 | まさ 正 | ひろ 博 | 大阪商工会議所専務理事 |
| にい 新 | かわ 川 | たつ 達 | ろう 郎 | 同志社大学大学院総合政策科学研究科教授 |
| ほし 星 | の 野 | さとし 敏 | | 京都大学大学院農学研究科教授 |
| ます 増 | だ 田 | のぼる 昇 | | 大阪府立大学大学院生命環境科学研究科教授 |
| まつ 松 | ざわ 澤 | とし 俊 | お 雄 | 大阪市立大学大学院経済学研究科教授 |

(五十音順・敬称略 委員長 委員長代理)

専門部会 委員名簿

| | | | | |
|---------|---------|----------|---------|----------------------|
| かし 柏 | はら 原 | し 士 | ろう 郎 | 武庫川女子大学生活環境学部教授 |
| にい 新 | かわ 川 | たつ 達 | ろう 郎 | 同志社大学大学院総合政策科学研究科教授 |
| ほし 星 | の 野 | さとし 敏 | | 京都大学大学院農学研究科教授 |
| ます 増 | だ 田 | のぼる 昇 | | 大阪府立大学大学院生命環境科学研究科教授 |
| まつ 松 | ざわ 澤 | とし 俊 | お 雄 | 大阪市立大学大学院経済学研究科教授 |

(五十音順・敬称略 部会長)

委員会に提出された審議対象事業の評価調書等の資料については、府のホームページ(<http://www.pref.osaka.jp/gyokaku/hyoka/kensetsu-pro/index.html>) に掲載し、また、府政情報センター、事務局（行政改革課）に備え付けております。